

決算仕訳

No

回数	資料番号	解法	借方			貸方			摘要
			科目	消費税	金額	科目	消費税	金額	
1									
2		初年度	(贈与債印)						
3			減価償却費		275,000	減価償却費 累計額		275,000	
4			(損金経理: 直接減額処理)						
5			特別償却準備金 繰入益		4,125,000	特別償却準備金		4,125,000	
6			(特別損失)			(負債)			
7									
8		翌年度	(普通債印)						
9			減価償却費		1,031,250	減価償却費 累計額		1,031,250	
10			(損金経理: 直接減額処理)						
11			特別償却準備金		825,000	特別償却準備金 戻入益		825,000	
12			(負債)			(特別利益)			
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
頁計									

特別償却等の償却限度額の計算に関する付表

事業年度 又は連結 事業年度	5・10・1 6・9・30	法人名	()
----------------------	------------------	-----	-----

特別償却の付表

(特別償却又は割増償却の名称)	1	(中小企業者等が取得した資産が震災対策等の特例優待 () (措置法・震災特例法 () 措置法・震災特例法 (42)条(第1204)第(7)項()号() ()条(第)項()号()	
当該条項	1		
事業の種類	2	建設業	
(機械・装置の耐用年数表等の番号)	3	() ()	
資産の種類	3	前掲の機械及び装置以外のもの並に前掲の区分に該当しないもの	
構造、用途、設備の種類又は区分	4	同上	
細目	5	フレート-92・パワー-92 その他の自動車用機械(エンジン)	
取得等年月日	6	令和 6・7・11	
事業の用に供した年月日 又は支出年月日	7	令和 6・7・11	
取得価額又は支出金額	8	4,400,000 円	
対象となる取得価額又は支出金額	9	4,400,000 円	
普通償却限度額	10	275,000 円	
特別償却率又は割増償却率	11	100 100	
特別償却限度額又は割増償却限度額 (9)-(10)、(9)×(11)又は(9)×(11)	12	円 円	
償却・準備金方式の区分	13	償却・準備金 償却・準備金	
適用要件等	資産の取得価額等の合計額	14	4,125,000 円
	区域の名称等	15	生産性向上設備
	認定等年月日	16	令和 6 (認定) () () ()
	その他参考となる事項	17	経営力向上計画(認定書)(号) 令和 6年 認定 経営力向上計画(申請書)(号) 令和 6年 申請 工業会等証明書(号) 令和 6年 発行整理番号
中小企業者又は中小連結法人の判定			
発行済株式又は出資の 総数又は総額	18	500	大規模法人
(18)のうちその有する自己の株式 又は出資の総数又は総額	19	0	26
差引(18)-(19)	20	500	27
常時使用する従業員の数	21	4人	28
大規模法人の保有割合	第1順位の株式数又は 出資金の額 (22)	0	29
	保有割合 (23)	0%	30
	大規模法人の保有する 株式数等の計 (24)	0	31
	保有割合 (25)	0%	32
		計 (26) + (27) + (28) + (29) + (30) + (31)	

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 5.10.1
6.9.30 法人名

別表十六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分

資	特別償却に関する規定の該当条項	1	第1条第1項	第1条第1項	第1条第1項	第1条第1項	計
産	種 類	2	機械装置				
区	構造、用途、設備の種類又は区分	3	前掲以外				
分	目 的	4	2014年自走式 作業用機械(23076)				
	事業の用に供した年月	5	令和 6年7月1日				
	耐用年数等	6	8年				
	当期積立額	7	4,125,000円				4,125,000円
当期積立限度額	当期の特別償却限度額	8	4,125,000				4,125,000
	前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9					
	積立限度額 (8)+(9)	10	4,125,000				4,125,000
差引	積立限度超過額 (7)-(10)	11					
	積立不足額 割増償却の場合 (8)-(7)	12					
	初年度特別償却の場合 (8)-((7)-(9)) ((7)-(9)≤0の場合は(8))	13					
積立不足額	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)	14					
	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	15					
	差引翌期への繰越額 (14)-(15)	16					
	翌期への繰越額の内訳	17					
	当期分 (12)又は(13)	18					
	計 (17)+(18)	19					
	当期積立額のうち損金算入額 (7)と(10)のうち少ない金額	20	4,125,000				4,125,000
	合併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21					
繰越額の計算	積立事業年度	22	5.10.1 6.9.30	：	：	：	
	各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	4,125,000円				4,125,000円
	期首特別償却準備金の金額	24					
	均等益金算入による場合 (23)× $\frac{84,60又は(耐用年数等×12)}{84,60又は(耐用年数等×12)}$	25					
	同上以外の場合による益金算入額	26					
	合計 (25)+(26)	27					
	期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28	4,125,000				4,125,000

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度	6.10.1 7.9.30	法人名	
------	------------------	-----	--

別表十六(二) 令五・四・一以後終了事業年度分

種類	1	機械装置					
資産	2	16.55					
産	3	60%自費式機用機械(ミニコンパル)					
区分	4	6.7.11					
取得年月日	5	6.7.11					
事業の用に供した年月	6	8年					
耐用年数	7	4,400,000	円	円	円	円	円
取得価額又は製作価額	8						
(7)のうち積立金方式による旧定率法の償却額計算の対象となる取得価額に算入しない金額	9	4,400,000					
引取取得価額(7)-(8)	10	3,093,750					
償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	11						
期末現在の積立金の額	12						
積立金の期中取崩額	13	3,093,750	円	円	円	円	円
引取帳簿記載金額(10)-(11)-(12)	14	1,031,250					
損金に計上した当期償却額	15						
前期から繰り越した償却超過額	16	4,125,000					
合(13)+(14)+(15)	17						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	18	4,125,000					
償却額計算の基礎となる金額(16)-(17)	19						
差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	20						
旧定率法の償却率	21						
算出償却額(18)×(20)	22						
増加償却額(21)×割増率	23						
計(22)+(23)又は(19)-(20)	24						
算出償却額(19)× $\frac{1}{60}$	25	0.250					
定率法の償却率	26	1,031,250	円	円	円	円	円
調整前償却額(18)×(25)	27	0.07909					
保証率	28	347,996	円	円	円	円	円
償却保証額(9)×(27)	29						
改定取得価額(28)×(29)	30						
改定償却率(29)×(30)	31						
増加償却額(26)又は(31)×割増率	32						
計(26)+(31)+(32)	33	1,031,250					
当期分の普通償却限度額等(23)又は(33)	34	1,031,250					
租税特別措置法適用条項	35						
特別償却限度額	36						
前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	37						
合(34)+(36)+(37)	38	1,031,250					
当期償却額	39	1,031,250					
償却不足額(38)-(39)	40						
償却超過額(39)-(38)	41						
前期からの繰越額	42						
当期償却不足によるもの	43						
積立金取崩しによるもの	44						
引合計翌期への繰越額(41)+(42)-(43)-(44)	45						
翌期に繰り越すべき特別償却不足額((40)-(43)+(36)+(37)のうち少ない金額)	46						
当期において切り捨てる特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	47						
引合計翌期への繰越額(46)-(47)	48						
当期分不足額	49						
当期分不足額	50						
繰越額再構成により引き継ぐべき合併等特別償却不足額((40)-(43)と(36)のうち少ない金額)	51						
備考							

特別償却準備金の損金算入に関する明細書

事業年度 6・10・1
7・9・30
法人名

別表十六(九) 令六・四・一以後終了事業年度分

特別償却に関する規定の該当条項	1	第2条第1項	第3条第1項	第4条第1項	第5条第1項	計
資産種類	2	機械装置				
産 構造、用途、設備の種類又は区分	3	前掲以外				
区 細 目	4	その他(自走式 作業用機械 (シ=2070))				
分 事業の用に供した年月	5	6年7月11日				
耐用年数等	6	8年				
当期積立額	7	円	円	円	円	円
当期の特別償却限度額	8					
前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額	9					
積立限度額 (8)+(9)	10					
積立限度超過額 (7)-(10)	11					
引 積立不足額	12	割増償却の場合 (8)-(7)				
	13	初年度特別償却の場合 (8)-((7)-(9)) ((7)-(9)≤0の場合は(8))				
積 立 不 足 額	14	翌期に繰り越すべき積立不足額 (10)-(7)				
	15	当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額				
	16	差引翌期への繰越額 (14)-(15)				
翌期への繰越額の内訳	17	・				
	18	当期分 (12)又は(13)				
計 (17)+(18)	19					
当期積立額のうち損金算入額 ((7)と(10)のうち少ない金額)	20					
合併等特別償却準備金積立不足額 (8)-(7)	21					
積立事業年度	22	5・10・1 6・9・30	円	円	円	円
各積立事業年度の積立額のうち損金算入額	23	4,125,000				4,125,000
期首特別償却準備金の金額	24	4,125,000				4,125,000
越 額 の 計 算	25	均等益金算入による場合 (23)× $\frac{1}{84, 60}$ 又は(耐用年数等×12)	825,000			825,000
	26	同上以外の場合による益金算入額				
	27	合計 (25)+(26)	825,000			825,000
期末特別償却準備金の金額 (24)-(27)	28	3,300,000				3,300,000